



# 宮 崎 県 公 報

平成26年10月6日(月曜日) 第 2631 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁
○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (水産政策課) 1	
告 示	
○都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 2	

## 公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 2
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 2
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 3
教育委員会告示
○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 3

## 規 則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第54号

#### うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則(平成7年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(国の機関等がするうなぎ稚魚の譲受け等)	(国の機関等がするうなぎ稚魚の譲受け等)
第2条 条例第3条第7号の規則で定める者は、次のとおりとする。	第2条 条例第3条第7号の規則で定める者は、次のとおりとする。
○	○
(1) 財団法人宮崎県内水面振興センター(以下「センター」という。)	(1) <u>一般財団法人宮崎県内水面振興センター</u> (以下「センター」という。)
(2)~(4) [略]	(2)~(4) [略]
(5) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第17項の定期航空運送事業を営業者	(5) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第19項の国際航空運送事業又は同条第20項の国内定期航空運送事業を営業者
(6)~(11) [略]	(6)~(11) [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
(新規登録の申請)	(新規登録の申請)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 条例第4条第3項の規則で定める書類は、事業計画書(別記様式第4号)及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。	2 条例第4条第3項の規則で定める書類は、事業計画書(別記様式第4号)及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。
(1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類	(1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類
ア [略]	ア [略]
イ 法人にあっては、登記事項証明書	イ 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る。以下同じ。)
ウ~オ [略]	ウ~オ [略]
カ~ク [略]	カ <u>役員</u> の成年被後見人としての登記記録がない旨を証明した書面(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)
(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類	(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
ア~エ [略]	ア~エ [略]

オ～ク [略]  
(有効期間の更新登録の申請)

第 6 条 [略]

(登録事項の変更に係る登録証の再交付申請)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定による申請は、登録事項の変更に係る登録証の再交付申請書（別記様式第 14 号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 条例第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類  
ア・イ [略]

ウ・エ [略]

- (4) 条例第 4 条第 2 項第 6 号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類  
ア・イ [略]

(帳簿)

第 18 条 条例第 17 条の帳簿は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第 551 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成 26 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園事業 2・2・171 号 小原田街区公園
- 3 事業施行期間  
平成 26 年 10 月 6 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
宮崎県宮崎市大塚町小原田  
使用の部分  
なし

オ 申請者の成年被後見人としての登記記録がない旨を証明した書面

カ～ケ [略]  
(有効期間の更新登録の申請)

第 6 条 [略]

2 前項第 1 号に掲げる書類のうち、第 3 条第 2 項第 1 号ア、ウ、オ及びク並びに同項第 2 号イ、エ及びクに掲げるものについては、その内容に変更がない場合は、前項の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略することができる。

(登録事項の変更に係る登録証の再交付申請)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定による申請は、登録事項の変更に係る登録証の再交付申請書（別記様式第 14 号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 条例第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類  
ア・イ [略]

ウ 市町村長が発行する変更に係る役員の身分証明書

エ 変更に係る役員の成年被後見人としての登記記録がない旨を証明した書面

オ・カ [略]

- (4) 条例第 4 条第 2 項第 7 号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類  
ア・イ [略]

(帳簿)

第 18 条 条例第 17 条の帳簿は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]

(3) うなぎ稚魚の所持をする使用人の業務の状況を記載した書類

2 [略]

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、東水流地区 1 換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成 26 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成 26 年 10 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第7251号	(有)美坂工業	美坂 篤則	宮崎県えびの市大字西郷 921	一般	左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業	平成26年8月22日付けで廃業した旨の届	平成26年8月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第8905号	黒木住建	黒木 欣弥	宮崎県児湯郡川南町大字川南1170-213-5	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成26年8月7日〃	平成26年8月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第10892号	(有)田原設備	田原 昇	宮崎県宮崎市恒久南2-5-27	一般	管工事業、水道施設工事業	平成26年8月22日〃	平成26年8月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第12684号	(有)谷口産業	谷口 忠彦	宮崎県宮崎市大字加江田3365-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成26年8月29日〃	平成26年8月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12736号	泊機動	泊 義嗣	宮崎県小林市北西方2177-2	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成26年8月7日〃	平成26年8月7日(全廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年10月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画を定める者の名称  
新富町
- 都市計画の種類及び名称  
新富都市計画公園  
2・2・1号 平田児童公園  
新富都市計画緑地  
1号 栗野田緑地
- 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県高鍋土木事務所

### 教育委員会告示

#### 宮崎県教育委員会告示第7号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成18年宮崎県教育委員会告示第12号)は廃止する。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(平成18年宮崎県教育委員会告示第12号)は廃止する。

平成26年10月6日

宮崎県教育委員会委員長 齊藤和子

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容	口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容	

宮崎県教育委員会埋蔵文化財専門職員採用選考試験	総合順位(第1次試験の結果については不合格者に係るものに限る。)	試験結果を発送した日から起算して1週間	宮崎県教育庁総務課
宮崎県立高等学校入学選抜	推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における学力検査の教科別得点(各教科で傾斜配点を実施する学校においては、傾斜配点した点数)及び合計点	合格発表の日から起算して1週間	受検した県立学校
宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学選抜	作文及び適性検査の結果	入学者選抜検査結果通知投函の日の翌々日から当該結果通知の投函の日の属する年の3月31日までの期間	受検者が志願した学校
宮崎県公立学校教員採用選考試験	第1次試験及び第2次試験についての総合ランク、得点及び評価(いずれも不合格者に係	試験結果を発送した日から起算して1週間	宮崎県教育庁教職員課

	るものに限る。)			
宮崎県公立学校 実習助手採用選 考試験	同 上	同 上	同 上	